平成２６年（フ）第８０１号
福岡市東区多々良２丁目48番19号
債務者　今田　節子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３０号
福岡市中央区清川２丁目４番３号
債務者　中谷　聖美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３１号
福岡市中央区清川２丁目４番３号
債務者　中谷　孝志
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８６号
神戸市東灘区本庄町１丁目11番６号　フォレスト嘉祥302号、前住所滋賀県米原市春照1929番地２
債務者　藤田　孝志
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１４２４号
福岡市南区大平寺１丁目16番６―202号
債務者　富松　寿人
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深堀　寿美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３号
福岡市南区向新町１丁目11番50―204号
債務者　大穂健太郎
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０２号
福岡県大野城市東大利１丁目10―６　第２リバーサイド・シブタ207号室、住民票上の住所福岡県大野城市中１丁目５番36号　コートビレッジ赤坂102号
債務者　藤井　英紀
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６５２号
福岡市博多区博多駅南２丁目18番１―501号
債務者　豊重　　豊
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７２号
福岡市東区土井２丁目22番１―605号
債務者　インナーショップラビットこと　日高　文惠
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７８号
福岡県宗像市公園通り２丁目２番11号
債務者　角　　長雄
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０号
群馬県太田市東別所町351　きむらハウス８号棟、住民票上の住所群馬県太田市西新町113番地７
債務者　宮脇　久子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１９６号
神奈川県秦野市曽屋1029番地の６
債務者　北島　重男
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７９０号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　山本佳代子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐　顕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４号
岩手県気仙郡住田町世田米字古口洞３番地２
債務者　穀田　一司
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第１３１９号
大阪府八尾市山本町南１丁目９番31―302号
債務者　朝日　優樹
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３３号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番14―4105号
債務者　森川　彰夫
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０９８号
大阪市東成区大今里４丁目６番15号　第二ひまわり荘Ｂ号
債務者　髙山錫峰こと　高　　錫峰
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部